

子ども兵士の現状から分かる問題

鈴木 涼雅

子ども兵士とは、強要されて、または、自らの意思によって、軍や武装グループの一員となり戦闘に参加する子どもたちを指し、少年のみならず、少女も含まれる。

その役割として、多くは荷物運び、コック、見回りといった軍の支援役から始まる。少女の場合は、少年と同様の任務のほかに性的奉仕を求められることもある。少年、少女を問わず、このような間接的な支援役から始まっても、やがては戦闘の最前線に送り込まれる。

貧困や誘拐といった問題から、子ども兵士は世界で30万人いると言われており、その子ども兵士を解放しようと、ユニセフなどの団体が活動している。

本論文では、子ども兵士について、どのような人が子ども兵として条約等で定義されて扱われているのか、裁判で子ども兵士関連を争うときに論点となる部分はどこなのかを確認し、子ども兵士に関する国際法制度、および子ども兵士の処罰や保護に関する国際的な取組みを整備し、最後に私たちとの関わりについて考察している。

子ども兵士と関連する条約について、小沼の①～④の分類に基づき、国際法の規定内容をまとめると、国家は15歳未満の子どもが敵対行為に参加しないように措置を取るべきであること、15歳未満の子どもの強制的に徴集することは、すべての条約で禁止していることが明らかになった。

このように、条約で敵対行為への参加に関するルールや子どもの徴募に関するルールはしっかりと定められていた。しかし、子ども兵士が戦闘に参加した場合の責任については2つの基準年齢が採用されており、国際犯罪が各国の国内裁判に委ねられることになるため、訴追や処罰が被告人の所在地国によって左右されるといった問題が生じる。

問題を多く抱える子ども兵士であるが、この問題に関心を持つ人が増え、より多くの人が小さなことでも解決に向けて取り組むことが、子ども兵士問題解決に向けた第一歩であると考えられる。